２．大規模行為における市全域の景観形成基準等

２－２．さく及び塀の新設、増築、改築、移転又は外観の変更

（１）提出書類は揃っていますか。下表にチェック（☑）してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象物 | 位置図 | 配置図 | 緑化計画図※1 | 立面図等※2 | 現況写真※3 |
| さく及び塀 | □ | □ | □ | □ | □ |

※1　樹木の位置、種類、面積を記入すること。

※2　柵及び塀の材料及び色彩（マンセル値）を記入すること。屋外設備の位置・形状を記入すること。

※3　届出地を含み、周辺のまち並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。

（２）さく及び塀の新設、増築、改築、移転又は外観の変更する場合の景観形成基準は下表のとおりです。下表を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　準 | ☑ |
| 位置・  高さ | ・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように道路境界からの壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 | □ |
| ・まち並み（通りに面した建物の連続）の一員として参加し、まち並みとしての魅力向上に貢献すること。 |
| ・通りに開放感を与えるように高さを低くおさえるように努めること。 |
| 形態 | ・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するように努めること。 | □ |
| ・長大な壁面には、小さな部材の使用や、空間を区切る等の手法を用いることによって、人との融和を図ること。 |
| ・敷地内外の連続一体化が可能な場合には、さくや塀を設けずに開放的な利用が望まれる。 |
| 色彩・  材料・  緑化 | ・色彩は、周囲の自然やまち並みの色調と調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に設定するように努めること。 | □ |
| ・材料は、周囲の自然素材やまち並みと調和したものとすること。 | □ |
| ・できるだけ生け垣にするなど、緑化に努めること。 | □ |